

# 市議会だより



#### 2月定例会・3月臨時会

新しい議会組織が決定2
令和4年度暫定予算など 3
委員会構成4~5
審議結果及び賛否の分かれた議案6
委員会報告·市長報告 7~8
可決された決議及び意見書 9~10
一般質問 10~11
編集後記、まちの話題 12



# 大定じました

# 我々は全力を 尽くします!

任期満了に伴う市議 会

われ、 議員選挙は3月13日に行 新しい議員が決ま

りました。

また、市議会議員選挙

30日に行われ、 初の議会が3月29 正副議長

後、

及び各常任委員会などの

新たな議会構成が決まり

ました。

**| | |** かわ

長

就任あいさつ

**誠**₺

十分反映させ、誰もが宮若市に住んで良かったと思え その責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。 長にご推挙いただき、身に余る光栄を感じつつも、同時に を賜り、この場を借りて厚くお礼申し上げます る所存です。 るまちづくりの推進のため、なお一層の努力をして参 去る3月29日に開催しました臨時会におきまして、議 本議会といたしましても、市民の皆様の声を市政に 市民の皆様には、平素より、格段のご理解とご協力

なるご理解とご協力を節にお願いいたします。 われますよう誠心誠意努めて参りますので、今後の更 私も議長として、市議会の運営が公平かつ円滑に行 心よりお願い申し上げます。 力して参る所存でございます。



副議長

神谷 喜久雄

割はこれまで以上に大きなものと感じております。これ つ円滑な運営のために全力を尽くす覚悟でございます。 きましたことは、誠に身に余る光栄であると感じるとと まで以上に、市民の皆様に信頼される議会をめざして努 ともに、川口議長を補佐し、市政の推進と議会の公正か 市民の皆様のニーズが多様化する中、議会の責任と役 この度、ご推挙により副議長の要職に就貸せていただ

何卒、市民の皆様のご支援・ご協力を賜りますよう、

維持管理費を中心として編成されています。 概ね6月までに必要となる義務的経費 (人件費) .扶助費) や施 設

各特別会計

般会計 全会一致で可決 全会一致で可決

# 各特別会計補正予算 令和3年度一 般会計補正予算及び

人権

委員の候補者

となっています。 の主な理由は、住民税非課税世帯等臨時特別給付金等 補正予算は、表のとおりとなっています。 般 会 計 この

が補正

は、次の方に推薦することに同

人権擁護委員の候補者の

推

しました。

各特別会計

全会一致で可決 賛成多数で可決

> 松ま 尾ぉ 郁ぐ 惠礼 氏

# 市教育委員会委員

は、次の方を任命することに同 宮若市教育委員会委員 の 任

しました。

水道事業会計 2億3,558万 9千円 (資本的支出) 近る 波な 藤さ 萬 里 子 こ 大かし 氏

3 • No.74 Miyawaka City

# 令和4年度 暫定予算

6億5,340万円 6億7,319万9千円

9,365万6千円

6,905万8千円

550万円

3,923万9千円

水道事業会計(資本的収入) 水道事業会計(資本的支出)

簡易水道事業会計(資本的支出) 水道事業会計(収益的収入) 水道事業会計(収益的支出)

簡易水道事業会計(資本的収入)

下水道事業会計(資本的支出)

主体とし、本予算が成立するとその効力を失い、本予算に吸収されます 本予算が成立するまでの仮の措置として編成されるもので、当面の必要な経費を

会計

一般会計

国民健康保険

特別会計

下水道事業会計

(収益的支出)

下水道事業会計

(資本的収入)

下水道事業会計

(資本的支出)

水道事業会計

(資本的収入)

暫定予算とは

補正前の額

204億2,050万

34億3,764万

3億9,568万

7億2,645万

8億2,916万

3千円

9千円

9千円

6千円

3千円

7710万

6千円

下水道事業会計(収益的支出)

会計

一般会計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

吉川財産区特別会計

下水道事業会計(資本的収入)

簡易水道事業会計(収益的収入) 簡易水道事業会計(収益的支出)

正 額

12億7,306万

3千円

4千円

116万 8千円

245万

8千円

△1,700万円

△300万円

△700万円

2億452万

補

下水道事業会計(収益的収入)

予算額

56億9,726万2千円

7億9,643万8千円

1億1,853万4千円

4,674万7千円

6,351万円

75万1千円

540万円

1億600万4千円

9,398万円

3,300万円

補正後の額 216億9,356万

6千円

36億4,217万

3千円 3億9,685万 7千円

7億2,891万 4千円

8億1,216万 3千円 7,410万 6千円

2億2,858万

9千円

氏

再任

再任

# 議会運営委員会

全般について協議し、意見調整の場として円滑な議会の運営を期すために、議会運営 設置された委員会です。

田た谷や口を田た永等野の 田だ 喜き重じ裕の友と 善じ 久く 美み 敬じ 雄お隆か子ご則り勝さる 久さ

員

副

委

員 長 員

長

和ゎ



## 施宮 設若 2組合議会議2 員ん 芥処理

**おます。** 宮若市、 鞍手町、 ごみ処理に関する事務を行って 小竹町で構成している事

# 神る川か 谷や口が 喜<sup>き</sup> 久〈 雄<sup>ぉ</sup> 誠<sup>\*</sup>。と

# 議員福岡県介護保険広域連合議会

します。 広域連合議会で条例や予算等を審議し決定 神る 谷や 喜久雄ぉ

委

員

弓ゆ

削げ

委

員

委

員

委

員

神る谷に柴は安や茅か

## 事直 務組合議会議員一方・鞍手広域市 町村 巻

ている事務組合で、休日等急患センターに直方市、宮若市、鞍手町、小竹町で構成し 関する事務などを行っています。

永な 口な

友も 則の誠と

安ず川かわ

Miyawaka City No.74 · 4



財政課 会計課 監査事務局 まちづくり推進課

員 員 員 員 長

清し遠え茅か染を安す 水ず藤が野の矢や永が

**健**<sup>は</sup> 嘉か 正<sup>し</sup>ょう 友も 太た 郎<sup>5</sup> 昭<sup>5</sup> 勝<sup>ま</sup>さる 即<sup>9</sup> 正。 友を

(所管)

〈所管〉



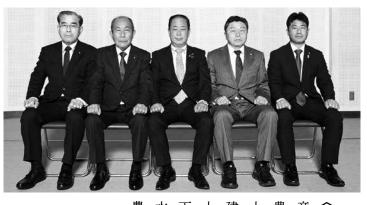
社会教育課 学校教育課 教育総務課 環境保全課 保護人権課 健康福祉課 子育て福祉課

員 員 員

神る松素藤な谷に柴は

谷や 岡か春は 口ぐ 田た

喜き 史索 優ッ 重し 裕ッ 久く 雄ぉ 倫ッ 二 と 隆か 子こ



農政課 〈所管〉 農業委員会事務局 下水道課 水道課 土木建設課 建築都市課 土地対策課 産業観光課

員 員 員 山紫安紫寶紫和ゎ弓ゅ削ゖ 元を河か部へ田だ田た 秀り英で 善し

一ち幸き勝さる人な敬たかし

5 · No.74 Miyawaka City

# 審議結果報告

#### 2 月 定 例 会

議案番号	議案名	議決内容
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について	原案同意
議案第1号	宮若市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第2号	宮若市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第3号	令和3年度宮若市一般会計補正予算(第7号)について	原案可決
議案第4号	令和3年度宮若市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第5号	令和3年度宮若市下水道事業会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第6号	令和3年度宮若市水道事業会計補正予算(第2号)について	原案可決
議案第7号	令和4年度宮若市一般会計暫定予算について	原案可決
議案第8号	令和4年度宮若市国民健康保険特別会計暫定予算について	原案可決
議案第9号	令和4年度宮若市後期高齢者医療特別会計暫定予算について	原案可決
議案第10号	令和4年度宮若市吉川財産区特別会計暫定予算について	原案可決
議案第11号	令和4年度宮若市下水道事業会計暫定予算について	原案可決
議案第12号	令和4年度宮若市簡易水道事業会計暫定予算について	原案可決
議案第13号	令和4年度宮若市水道事業会計暫定予算について	原案可決
議員提出議案第1号	ワンヘルスの推進に関する決議	原案可決
議員提出議案第2号	消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書	原案可決
4年請願 第1号	国に対し、「消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書」提出に関する請願書	採択

#### ◆賛否の分かれた議案

○: 賛成 ×: 反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	13	14	15	16
氏名	谷口		藤嶋	清水	柴田	染矢	安河	神谷	弓削田	和田田	安永	寳部	島本	中島	茅野
議案名	重隆	秀一	嘉子	健太郎	裕美子	正次	英 幸	喜久雄	敬	善久	友則	勝	昌典	健三	勝
議案第3号	×	×	0	×	0	0	0	棄権	0	0	0	0	0	×	×
4 年請願第 1 号	棄 権	×	0	0	0	0	0	×	0	0	0	0	0	×	×

#### 3 月 臨 時 会

議案番号	議案名	議決内容				
同意第1号	宮若市教育委員会の委員の任命について	原案同意				
同意第2号	宮若市教育委員会の委員の任命について					
議員提出議案 第3号	ロシアによるウクライナ侵略の平和的な終結、並びに、ウクライナ・ロシア両国民の人 権尊重を求める決議	原案可決				

# 委 員 会 報 告

# 2月定例会

# 総務委員会

# 委員長 神谷 喜久雄

を改正する条例の制定について宮若市国民健康保険税条例の一部

部を改正するものです。
い、宮若市国民健康保険税条例の一改正する法律が公布されたことに伴築するための健康保険法等の一部を

ンこ。 144人である。」との回答がありま数は。」 に対し、「令和3年12月末で生な質疑として、「未就学児の件

# 全会一致で可決



# 産業建設委員会

# 委員長 寳部 勝

正する条例の制定について宮若市営住宅管理条例の一部を改

改正するものです。め、宮若市営住宅管理条例の一部を原状回復等を求める規定を見直すた人居者が市営住宅を明け渡す際に

の回答がありました。令和3年度は12月末時点で39件。」とは。」に対し、「令和2年度は6件、主な質疑として、「模様替えの件数

え。」との回答がありました。者にとって有益とみなされる模様替け、転倒防止の手すり等、次期入居外機用の穿孔、インターホン取り付い。」に対し、「エアコン設置時の室は。」に対し、「エアコン設置時の室は。」

# 全会一致で可決

# 市長報告

# ◆市長報告 1

# おける追加接種の実施について新型コロナウイルス感染症対策に

事者等から接種を進めてきました。種から原則8か月以上経過した医療従については、昨年12月から2回目の接る回目の新型コロナワクチンの接種

ています。

6か月以上経過した方に接種を開始し高齢者施設の入所者、従事者等に対しれたため、1月下旬より医療従事者、その後、国から前倒しの方針が示さ

接種券をお届けしています。目の接種を終えた方については、順次、ら個別接種を開始し、8月以降に2回でに2回目を終えた方は、2月1日かぞの他の高齢者については、7月ま

製のワクチンを使用しています。では武田モデルナ社製とファイザー社種では武田モデルナ社製を、個別接種なお、今回の追加接種では、集団接

# ▼市長報告 2

# 民事調停の報告について

申立てを行いました。 箇月以上の者を対象とする民事調停の市営住宅入居者のうち滞納月数が3

前に納付されています。 前に納付され、残る4名については、直方 簡易裁判所に申立てを行ったところ、 間停が成立し、1名は調停が不成立と なっています。不成立となった1名に かっています。不成立となった1名に なっています。不成立となった1名に なっています。不成立となった2名は が成立し、6名が申立て前

# ▼市長報告 3

# **ついて** 工事禁止の仮処分命令の申立てに

います。

内水対策は両市町の懸案事項となって
等の冠水被害が生じていることから、
おいては、豪雨時に住宅、農地、道路

ってきました。 務所を交えて「内水対策勉強会」を行26年度以降、国土交通省遠賀川河川事小竹町が共同で水利解析を行い、平成このことから、平成25年度に本市と

町が独自で水利解析を行っています。南良津地区が冠水したことから、小竹をの後、平成30年7月豪雨において

# ▶市長報告 4

乖離がある旨を受け、両市町及び遠賀 案が小竹町から提示されました。 とを目的としたゲートを新設する計画 る本市からの雨水の流入制御を行うこ 川河川事務所で様々な意見交換を行な その結果、 った上で、 南良津地区に豪雨時におけ 平成25年度の水利解析との

水が想定される管理道路のかさ上げを 南良津地区にゲートを設置すること、 行うことなどの内水対策案が示されま プを設置すること、また両市町は冠 本市は鶴田地区の日吉樋管に排水ポン この計画案を基に、令和3年3月11 遠賀川河川事務所から、小竹町は

川事務所でその対策案について確認を 工事についての同意を求められていま 工事着手する旨の報告がなされ、本 行ったところ、小竹町から、10月には ゲート設置工事の請負契約を締結し、 同年9月2日、両市町及び遠賀川河

想定されるため、同意できない旨を返 答してきました。 下できず、内水被害が拡大することが 本市としては、 豪雨時に鶴田地区の雨水排水が流 ゲートが設置されれ

止の仮処分の申立てを行っています。 年12月24日付けで地方裁判所に工事禁 置工事を中止(延期) するよう、令和3 対し令和4年10月31日まではゲート設 このような状況を踏まえ、小竹町に

# 画の策定について 第2次宮若市人権教育•啓発基本計

を策定し、 います。 権啓発の推進について、関係する施策 地方公共団体では、人権教育及び人 実施することが定められて

策定しました。 2次宮若市人権教育・啓発基本計画を 年度までの10年間を計画期間とする第 って終了するため、 本市の現計画は、 令和4年度から13 令和3年度末をも

のとしています。 よる現状と課題の分析等を踏まえたも の整合性を図るとともに、昨年度実施 した「人権に関する市民意識調査」に 本計画は、第2次宮若市総合計画と

見を反映するため、学識経験者や関係 ら本年1月5日までの間にパブリック コメントを実施しました。 協議を行うとともに、昨年12月6日か 育・啓発基本計画策定委員会において 機関の代表者で構成する宮若市人権教 また、策定に当たっては、 市民の意

啓発の推進」を施策の基本的な方向と を認め自己実現へつながる人権教育・ 権尊重社会の構築』を基本目標と定め、 よる人権教育・啓発の推進」、「多様性 の人権教育・啓発の推進」、「市民参画に その実現のために「身近な問題として しています。 計画の内容は、現計画を引き継ぎ『人

# ターの愛称について 宮若市文化財収蔵・展示・交流セン

市長報告 5

月号等を通じて行い、35作品の応募を について、市民の皆様に長く親しまれ 若市文化財収蔵・展示・交流センター るよう、愛称の募集を広報みやわかり いただきました。 和4年4月1日に供用開始した宮

る選定の結果、施設の愛称を「宮若ト を行いその後の教育委員会会議におけ レッジ」と決定しました。 委員及び社会教育委員による1次選考 これらの作品について、文化財保護

や、集いの場としての役割から、古き 宮若市の宝物を収めた施設であること するトレジャーと、村を意味するビレ したものです。 良き村の雰囲気があることをイメージ 、ジを組み合わせた造語で、当施設が 「トレッジ」は、英語で宝物を意味

設を育てていきたいと考えています。 となるよう、市民の皆様とともに、当施 くの人々が集い、長く親しまれる施設 拠点となることを目指すとともに、多 親しみを感じるものとなっています。 たり発したりした時に、分かりやすく あるカレッジと似た響きもあり、 今後は、本市の文化財の保存活用の また、「トレッジ」には、学びの場で 聞い

-ムページからも閲覧できます。

http://www.db-search.com/miyawaka-c/index.php/

#### 6月 日(金) ています。

新型コロナウイルス感染者の発生状況によっては、傍聴をお控えいただくことがあります。 本会議・各常任委員会等の日程については、日程が決まり次第、宮若市のホームページに掲載します。 小さなお子さんをお連れの人は議場への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。

## 可決された決議

#### ワンヘルスの推進に関する決議

令和元年末に発生した新型コロナウイルス感染症は、新たな変異も加わり、市民生活や経済活動も 深刻な状況となっている。

新型コロナウイルス感染症は、人獣共通感染症の一つであり、森林の乱開発などにより、生態系のバランスが崩壊し、人と野生動物の生存領域が近づきすぎたことで、動物が持つ病原体が抵抗力のない人にも感染するようになったものとされている。そこで人と動物、環境すべての「健康」を目指す「ワンヘルス」という考え方に注目が集まっている。

特に本県では、平成28年11月に北九州市で開催された「世界獣医師会と世界医師会によるワンヘルス国際会議」において、ワンヘルスの理念から実践に移行させる礎となる「福岡宣言」が採択された。さらに令和2年6月の県議会定例会で「人獣共通感染症への対応力の強化に関する決議」が議決され、同年12月定例会に「ワンヘルス推進基本条例」が議員提案により全会一致で可決された。

県条例では、人と動物と環境の健康を一体的に守るための6つの課題、「人獣共通感染症対策」、「人と動物の共生社会づくり」などについて、取組の基本方針を定めることや、県にワンヘルスセンターを置き、関係する部局と機関が横断的に連携する体制を整備すること、国・県及び民間の防疫や研究機関と人材育成機関等を集積させて、人獣共通感染症対策の拠点をつくることなどが明記されている。

今、世界で人獣共通感染症が多発し、人と動物の健康が脅かされ、生態系の劣化が進む中で、ワンヘルスの実践は喫緊の課題となっている。

そこで、本議会は、本県で制定された「ワンヘルス推進基本条例」の具現化を図るため、下記の事項に取り組むよう強く求める。

記

- 1 ワンヘルス実践(人と動物と環境の健康を一体的に守るための6つの課題への取組)の基本方針を具体化する福岡県行動計画に連携協力すること。
- 2 市民へのワンヘルス周知に努め、理解の促進を図り、その実践活動に対し、必要な支援を行うこと。以上、決議する。

提出者:議会運営委員長 茅野 勝

### 可決された決議

#### ロシアによるウクライナ侵略の平和的な終結、並びに、 ウクライナ・ロシア両国民の人権尊重を求める決議

ロシアによるウクライナへの一方的な侵略は、ウクライナ国民の主権を侵害し、同国民を著しく脅かすものである。

これは、いかなる武力の行使をも禁ずる国際法の明確な違反であり、一方的主張に基づく力による 現状変更の試みは、ウクライナ国民が平和のうちに生存する権利を侵害するのみならず、国際平和へ の深刻な脅威である。

ロシア軍は、ウクライナの軍事施設のみならず、同国の非戦闘員と民間施設を攻撃対象としており、 ジュネーブ諸条約及び追加議定書をはじめとする国際法への違反を繰り返している。

また、プーチン大統領は核兵器の使用すら示唆し、これは、核軍縮と核兵器の廃絶に向けた国際社会の努力を著しく踏みにじる行為であり、決して容認されるものではない。

宮若市議会は、ロシアによる侵略行為は、国際平和を脅かす重大な挑戦と捉え、最も強い言葉で非難する。また、侵略の犠牲となったウクライナ国民に衷心より哀悼の意を表するものである。

ロシア政府は、ロシア軍に招集された前途あるロシアの若者達が、「侵略者」の汚名を着せられ、戦火に晒され、罪のない多くのロシア国民の生活をも経済制裁によって疲弊していることを自覚すべきである。侵略によってロシアの未来は拓かれない。即時停戦に応じて部隊をウクライナ領外に撤退させ、国際社会とともに外交努力によって問題を解決することが、ロシア自身の利益に適うことを、日本はじめ国際社会が一致協力して求める必要がある。

また、本市議会は、日本国政府に対して、ウクライナ・ロシア両国に在留する邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、ウクライナに対する人道支援、避難民支援に尽力されることを強く要望する。

同時に、在日ロシア人を含め、ロシア政府の侵略に関わらないロシア人が、偏見と差別の対象となることがあってはならない。日本国政府及び国際社会に対して、ウクライナ人と同様にロシア人の人権尊重に万全を尽くすことを求める。

提出者:弓削田 敬 賛成者:寳部 勝

#### され書

#### 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

新型コロナ危機の収束や景気回復が見通せない中で、2023 年 10 月からのインボイス制度(適格請 求書等保存方式)実施に向け、2021年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まってい ます。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を 実質的に廃止するものです。仕入れや経費に含まれる消費税を価格や単価に転嫁できなければ、ベン チャーもフリーランスも育ちません。

コロナ禍で時短・自粛営業を余儀なくされ、地域経済が疲弊する下で、中小企業・自営業者の経営危 機が深まっており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。多くの中小企業団体や税理士 団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ることに懸念の声を上げています。 新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざして活動する中小

業者の存在が不可欠です。この観点から、私たちは消費税インボイス制度の実施中止を強く求めます。 以上、地方自治法 99 条の規定にもとづき、意見書を提出します。

提出先:内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長

賛成者:弓削田 敬 提出者:和田 善久

#### 政 を 問

## 

3年度は、現在までに、 新設又は更新がされて 所、合計112箇所の 設計1112箇所の がある。 3年度は、現在までに、 がます。 ます。 更新223箇 調に対し、新設 和元年度は、42 状況について 新設3842件の 令和 所 所

新する防犯灯につ治会等が新設又は交付要綱に基づき、 若市 て、 の 設市 灯の設置状況は。 設置については、 巾内における防犯 **市長** それぞれ補助金 防犯灯設置補助 市内における防 文は つ いをい更自金宮灯



和田 善久

検査について問う 呂若市における橋梁

まる間た本、市国

本市の橋の結果は。国の橋梁検査によ

応はどうするのか。

検査結果後の対

バスについて問う

て

いるところです。

答

市長

路線バスの

)補助

工事を年次的に実施し おり、橋梁の補修や架 は替え、撤去等の整備 は替え、撤去等の整備 は替え、撤去等の整備 は替え、撤去等の整備 らは国から5年に1度域で391橋あり、これ橋梁については、市内全 点検を実施しています。 ており、平成23年度から の点検が義務付けら 本市が管 し そ れ度

交付することとして

約制のAIデマンドタ に時間とルートで柔軟 性向上の観点から、利 性向上の観点から、利 性の上の観点から、利 を選行が可能となる予 な運行が可能となる予 なる。 がのような状況を踏 でいる状況です。市の財政負担は増加し市の財政負担は増加しま行の対応等により、運行の対応等により、運行の対応等により、ではないがある状況です。 ます。いて先行導入してい月から市内2地域にお クシーを、 令和3年 いお1タ

ス等、合わせて9路線乗合バスや民間路線が対象路線として、本市公共交通における補助公共交通における補助いては、現在、本市の あります。 線バ市助の

#### Miyawaka City No.74 • 10

**晃若市行政におけるガバ** 

(法令遵守

について問う



正次

合はどうされるのか。 で業務に支障が出た場 クラスターの発生

その締結に基づいて、市 物処理に関わる連携及 民生活への影響がない び相互支援に関する協 の2市2町で災害廃棄 定書を締結しました。 方市と小竹町と鞍手町 昨年8月に本市と直

は、 早めにできたらいいと ている。収集業者の方 クやティッシュが入っ り、家庭ごみの中にウ 上の感染者が出てお 業者のワクチン接種が が出ないように、収集 ているが、業務に支障 ない状況で業務を続け イルスが付着したマス 全くそれが分から 本市も600人以

# 環境保全課長

思うがどう考えるか。

極的にやっていきたい と思っています。 めた接種の前倒しは積 が、そういう業種を含 進めているところです ては、先行して接種を 医療従事者等につい

# について 緊急通報システム

ついて。 現在の利用状況に

要に応じて協力員の駆 障がいのある方の自宅 けつけ、救急車の要 置し、安否確認や、必 に、緊急通報装置を設 高齢者や身体に重度の ては、ひとり暮らしの テムの利用状況につい 現在の緊急通報シス

で74名の方が年12月末現在 利用されてい おり、令和3 請等を行って

ています。

スがあったと聞いた つながらなかったケー その理由は。 相談したが申請に

# 健康福祉課長

がらなかったケースも で、その協力員をお願 らかじめ必要となるの だく協力員の登録があ状況等を確認していた いう理由で申請につな いできる人がいないと に利用者宅に出向いた 申請の際には緊急時

がいない場合はどのよ 親族などの協力者

# うにされるのか。

健康福祉課長

だけるよう、申請要件 安心して暮らしていた 場合でも高齢者の方に 力員の確保ができない も考えられるので、協 ていく中、親族がいな ていきたいです。 の見直しについて考え であったりということ かったり、いても疎遠 単身の高齢者が増え

あります。

いて、公正・公平・ れているのか伺う 透明な観点を持っ た事業選定がなさ **币発注の事業にお** 

山元

秀

当たり、ガバナンスは効 頼される適正な業務に 供する役所において、信 は徹底されているのか。 ンプライアンスの確立 いているのか。また、コ 住民サービスを提 れているのか伺う。明な観点がどう活かさ の際、公正・公平・透 ついて伺う。また、そ る具体的な選定理由に 事業の発注におけ

# 市長

備することが求められ 進しているところで 向上のため、職務に邁 覚し、住民サービスの を職員一人ひとりが自 をとらえ指導等を行っ 職員に対しては、機会 行を確保する体制を整 ては、事務の適正な執 す。ガバナンスについ ます。服務の根本基準 う義務が課せられてい 令、条例、規則等に従 行するに当たり、 法において、 ていると考えており、 職員は、 地方公務 職務を遂

じめ、 併せ、 精査を行い実施して で必要性が高い事業の の活用により、 また、コロナ対策をは して実施しています。 業は、宮若市総合計画 に掲げた事業を基本と 本市が実施する各事 、有利な補助制度、国・県の動向に 効果的

選定基準は。 批判について、 発注されているという ない道路の整備工事が 傷んでいる状況に

土木建設課

備しています。 推進事業債を活用し整ら公共施設等適正管理 との平均値で損傷率を 調査を実施していま 線、113キロの路面を選定し、全体で55路 設定し、上位のほうか す。この調査結果に基 他交通量の多いところ 1級・2級市道、その づき、それぞれ路線ご トック総点検を市内 平成25年度に道路

ついて伺う。 担当監の機能と役割に コンプライアンス

# 答 総務課長補佐

して任用しています。 プライアンス担当監と 県警のOBの方をコン 令和3年度から福

ており、一定の成果が に係る体制の強化とし 組、不当要求等の対策 執行の確保に向けた取 あると考えています。 法令遵守や適正な職務 職務内容は、職員の





光陵小学校完成記念式典

レインボーカンパニー定期公演



宫田小学校閉校式



宮田東小学校閉校式

委 委 委 副 議会広 委員長 員 長 員員員員員 **公報調** 神藤清染松山 査 特別 谷春水矢岡元 委員 喜久雄 健 正史秀 優 太郎次倫

編

後 記